

江
川
森
口
家
文
書

江
川
森
口
家
文
書

目次

一、船舶終夜雜問答……………(1)

一、安政四丁己十一月御觸
竝……………(15)

亜墨利加人江戸登
城拜禮式聞書寫

瀬見善水

一、文久元年酉年……………(26)

魯夷對州乱妨

江戸東禅寺夷人夜討

水戸表風聞

航
舶
終
夜
雜
問
答

P.1

P.2

此度渡来の異船四艘アメリカ国ワシントンと申在候得共全は
カリホルニヤの軍艦にて亜墨利加洲は十一ヶ国ニ成居りワシントンは
亜墨利加洲国王の在府故話聖東と申立ケなるへしカリホルニヤハ
□□共和政治ワシントンの支配ニテ近年開国成国ニテ追々
大国ニ開度由之所是迄アメリカ王より度々日本通商之儀願候ても
行届不申今般ワシントン王命使節之渡来交易
通商を開き候て右の恩賞に大国に致可申旨の王命ニテ渡来
の由アメリカ王よりの書翰ニ宮受取ニ成返事申請帰国致し度
存 直ニ返 之ハ日本國法之由ニテ一先

帰國致七日頃ニは又々返翰受取ニ参可申様申開候由跡より
輪船参候ト申今七艘琉球國へ残し置當表の様子次第呼寄
可申様ニ候へ共願書御受取ニ成候上ハ一先シヤワ迄帰船致又々参候由
右通翰受取ニ七月と申候は来年の七月の由ニ候
吾嘉永^{一八五二}癸丑年六月九日相州久里浜村於海岸野陣
アメリカ国よりの使節船將應對

註 1

ツハボ
？ツバ付き帽子

将官 耆人

年六十才余

服紺地^註ツハ¹ボ金ノ房多股引

名マツセツヒトイ

左手首ハ金輪三劔を為持

副将 耆人

年五十才余

服股引同断金の房将官より少し

小丈

手首金輪二ツ劔為持

年令五十位二人

股引同断金の房副将より少し

キイデン 四人

四十位一人廿位一人

手首金輪一ツ

コンマンタント拾式人

股引同断金の房帶劔ヒストンヲ
腰に指劔を指で指揮す

ソルターアトル六拾人

服白肩金房股引紺冠物士卒ト違

士卒

二百八十人

服紺股引頭巾

六十人ヲ三組トス 和蘭ニテ四十八人ヲ一トヘントント云共アメリカハ六十人ヲ一ト

ヘントント云 則三組ニ列一トヘントコマندانント三□付指揮スルダトアトル三組

を加ヘ四組ニテヘントンニナル

太鼓役一人服緋股引白

小太鼓五人

横笛三人

□□ニ吹長五寸笛二人

曲ヶ笛二人

チャルメル二人

鑢二人右服ハ何も緋股引白

簀紺地白☆一本

将官先ヲ立 赤白角ニ紺白船印同断 簀處其法令嚴重ナリ

書翰請取之節陣所

浦賀奉行所

戸田伊豆守 簀一本家来馬上三騎 簀印一本

長柄廿本 鉄炮二挺 同四挺 惣人数三百人

井戸相見守 馬上長柄無之鉄炮二挺馬印二本惣人数百人

支配組頭壹人 兩奉行附 組与力 同心

應接方与力四人 奉行側与力七人 附与力四人

同心七人 兵粮方同心二人

西洋流鉄炮師範

下曾根金三郎 ケウエル差圖 与力二人

太鼓打同人売人 ケウエル 同心 四十八人

浦賀御番所固メ 与力六人 同心廿人 六と十一日異国へ(ママ)の物

一綿^③ 五卷 一吸物碗 五十 一烟筒五十本

一団扇四十本 一雞 百五十羽 一鶏卵千

異国(かます)より献上の品

一パン一 一罎入フラスコ¹ 一白木綿箱横長サ二尺程巾ハ

売尺程厚サ七寸程針付也 横文字真字書有之

一長一尺五寸程 横売尺三寸程四方箱青漆四方縁五部計黒を

縁取左右ニ大清文字ニテ吉祥ト認有之

一牛塩漬 木綿九袋ニ入底の渡り一尺計長サ三尺計袋ニ入

應接掛リ与力江

一パン一 一牛肉一呎 一筥入マコンエル² 亜墨利加

製の酒入り吉祥ト書たる箱 フラ¹ンスコ十二入内サンハンウエン極上の酒

一金巾木綿四拾疋 一藥製用 一白砂糖 一呎

一草木種一箱

長崎奉行手附より書翰之寫

一右ハ十七日夕七ツ時比魯西亜國より軍艦四艘渡来仕候右四艘の内

一艘ハ火輪船一艘は食用の品積載又一艘は軍船ニテ右の内

* 1 フラスコ (flask・英語)
(frasco・葡萄牙)

* 2 マコンエル (mackerel) = サバ・その肉

大型の船ハ凡六拾間も有之人数七百余人余ニ御坐候其意味ハ

今般ヲロシヤ國より日本國体乃義ニ付大切一条有之右の趣
 ヲロシヤ國府より内々申上度儀ニ付江戸表江差上申度書翰持
 参長崎奉行請取の上無相違江戸へ差上呉候様との儀ニ御坐候
 右ニ付ヲロシヤ國帝より蒙大命ヲ軍船ヲ仕立今般渡来候段
 使節申聞候當表大騒ニテ昼夜の差別無御坐候次第余ハ
 御推察可被下候 私義も異国船渡来の節御用相勤申候訳を以
 今般一条ニ取拵方掛り切被仰付日々軍船へ乗込相勤申候
 軍船の造り武備の處 如何なる様平談ニハ難奉申上候火輪船ハ
 鐵作ニテ藥研ヲ海面江流候様ニ相見へ申候 委細の處ハ追便可

被申上候へ共先此段不取敢奉申上仕候以上

丑七月廿日

馬場 五郎左衛門

長崎より内密申上候書寫
 癸丑七月十八日ヲロシヤ船四艘長崎湊ニ渡来ニ付長崎奉行手附差出し候

書付今般来舶の魯西亜軍艦の処付私共深見込候趣左ニ奉申上候

御挙捨ニ不拘 皇國の興廢存亡兩道ハ今般ニ可有限儀勤
 奉申上候

私共魯西亜軍艦の使節江数度御用談相勤罷在候然ル處右
 使節存念之具は深く推察仕候ハ當度亜墨利加國の軍

艘浦賀江渡来仕候趣しりつらく、相考候得は右の國より吾

皇國ヲ犯スの謀反密々魯西亜國ニテ承仕候より事發今般
 態々軍艦を沖遠来舶仕候ト推考仕候抑其儀ハ亜米

利國ニテ今年 皇國を押領仕候企ニ有之候故皇國の

綴じの關係で読めず 可仕 渡来又ハ漂流

に事寄セ彼國より捨人等ヲ仕度々皇國人情風俗等量探

仕候処ニハ兼ね浦賀表江當度國書奉捧夫等の御通翰

振ニ應し非を以判ニ取直し数艘軍艦一時ニ関海へ押寄

内海ニも自由ニ乗入不利成る戦争仕懸ケ皇國ヲ速に

彼國ニテ押犯し可申目論ニ相決し候儀ト奉存候然ル處魯西亜ニテ

右等の様子先見仕候哉今般來舶の儀ハ 皇國江アメリカより

攻寄候節御爲專一ヲ指含一方味方仕亜米利加先鋒ヲ取鎮

御國家安穩ニ治り候末ニ至りヲロシヤ國ハ 皇國の位萬策の

信義ヲ繕ハ申度存念ニ可有御坐候 乍然ヲロシヤ御返翰振りニより

責敵十倍仕様可成行私共見込候處ニテハ全 皇國指急き

場合ヲ見込彼國府より防禦として援兵ハ艦指動処ニ御坐候哉ト存候

魯西亜國より今度差向ケ候使節并軍艦常ニては客体元から

不法の義は仕出申間敷 皇國の法を相守候事專申所ニて

極意の心底ニも如何可有御坐候哉今ノ眼前ノ趣意ハ不可有 皇國

の御爲を指含來舶仕其是より深ク疑言を生し候ハハ事皆

空敷相成り亜墨利加より関海江大乱ヲ指向ケ様相成候節

ヲロシヤ□申之情不貫空敷相成候ハハ夫等に意恨ニ差含其

穢を染め亜墨利加ト一倍ニ談可報ハ雖然ト仕度候右等を相

考候ハハ愈以復更も難□置不容易場合ニ東行可申依之

彼堅被懸ニハ又一ツの計策ニテ一時平穩の御爲ニも可相成哉

且示魯西亜帝深賢被懸候迎別ニ子細有御坐間敷候只相互

信義ヲ通し己巳外蛮人ト違彼國の金銀銅鉄ハ潤沢の
 國柄ニテ彼國の全敷品は未穀一片ニ可有之米穀ヲ彼國ニ被
 相賄至□國ニテ聊御□□を責し候ト申程之儀ニも有間敷哉
 是江豊凶の事柄を□□豊かなへ込ニハ不与之御仕法ニテ彼ニ
 渡りたる増減ヲ指究ニて万代の太平ヲ可奉祝等之御□

難差延窮迫の場

合に可有御座哉然ル處崎浦は江戸表ニ格別ニ隔地ニテ自
 然御下知の次第ニ寄候ては速に関海ニ押寄御直訴

可仕□は何國迄も罷出國帝の情ヲ可貫も差極□罷在候
 様子ニ相見へ右等の趣奉申上候迄も無御座候乍恐縮江府ニも
 深ク御勘考ニも可被聞在候儀ト奉存候得共見込ニては片時も難
 捨置心底ニ候拙者御捨挙ニ不拘不奉顧恐此如内密奉申上候以上

丑七月 大井三郎助 馬場五郎左衛門 白井虎三郎 三名並ぶ

嘉永六癸丑年薩州よりの御届書の寫

私領琉球國の内久米崎へ昨年十一月廿六日異国船二艘漂来
 唐船二艘異国人十四人濱邊に漕来役々差越出國漂来の
 次第相尋候処異国人言語文字不相通何共所望の体共手

真似ニて相通候ニ付食料相与へ食料相与へ右乗組之内日本人体の者二人
 罷在三河の國者ニて遭難風ニアメリカ船ニ被相助候旨漸相通し
 本船ニ乗返り候處無程夜ニ入翌朝ニ成帆影不相見へ當五月十日
 同国の内鬼海嶋江異国船壹艘漂来橋船より異国人
 九人濱邊へ漕来役々差越相尋候処頭取の者地名アメリカ申辞

漸相分其外鯨取の手真似致事所望の躰ニ付手真似ヲ以
 断候處其儘ニ本船へ乗歸り東の方江乗行無程帆影不相見へ候
 六月九日同国の那覇沖へ異国船一艘致打乗浜へ勤番
 申付置候処逗留暎人小船より罷越候異国船橋より異国人五人
 漕来候ニ付暎人故橋船江乗移同所滞船の北アメリカ船へ一同
 差越無間も暎國滞在之寺江差越候ニ付役々共より暎人共へ形行
 相見付候處暎國商船ニテ人数三十人の内女傭人罷在一ヶ月前
 廣東省香港出帆呂宋國江罷越同所より如金山出帆十一日

同洋中逆風ニテ此表致通商尤生子有之乳少且船人病人
 多候ニ付乳有之候羊并ニ藥求候爲寄船致候赴^(マヤ)申出候ニ付
 羊相渡藥種ハ暎人差送候處本船へ乗移暮時致
 出帆無程帆影不相見へ候右ニ付取^ベ向敵重ニ申付候旨此節
 琉球より申来候委細長崎奉行へ申達候此段及御届候以上
 嘉永六丑七月九日
 松平薩摩守

私領琉球國の内那覇沖へ六月廿日火輪船二艘相見へ相達候ニより
 致滞船候北アメリカ船岩場へ近寄卸碇候ニ付役々差越來着
 の儀相尋候処五月廿六日此地出帆候四艘の内式艘の火輪船ニて
 四艘共六月二日江戸江着船國書致持参和交相願候處即答
 無之ニ付同十三日同所出帆又々此地ニ参着致外二艘の内一艘
 中国江南省如上海出帆一艘明日方此地へ可致來着段申出候
 翌廿七日異國一艘同所江來着卸碇候ニ付同行相尋御坐候
 昨日來着の火輪一同江戸より出帆來着致候段申候て四艘

共ニ六月廿三日迄致滞船異人共同ニ致上陸逗留暎人
一旦ニ致往来其外何も異変の処無御坐候得共取締向猶又
嚴重ニ申付置間此段琉球表より申越候ニ付委細長崎
奉行江申達候此段御届ニ及候 以上 丑七月九日

私領薩摩國下甕嶋村の内手打村沖江去ル十七日異国船
四艘辰己の方江相見酉戌の方江乘行無帆影不相見候依
之領内浦々猶又取締向嚴重申付候旨長崎奉行江申
達候此段及御届候 丑九月十二日

私領琉球國の内宮古嶋へ当六月十七日唐人廿四人の内至五人
六人追々游揚候ニ付湯粥相与へ本國の事相尋候処異国船
乗組三十人の外唐國廣東省^{ウイグル}廣州南海縣の者共男女□□四十
三人五月廿三日廣東出帆^{ウイグル}羅國金山江渡海の所

洋中ニて逢難風破損ニ申所

て唐人三人死骸流寄候ニ付唐人見届の上土葬申付其餘ハ
死骸不相知候右等の次第逗留暎人申聞候處幸北方カ

船參居候ニ付火輪船帰帆の砌 宮古嶋ニ差越異国人は

勿論唐人廿ニ迄唐國江可送越様英人より乗船ニ致打

俟其通□濟の由其後火輪船二艘致出帆候旨琉球

より申越候ニ付委細長崎奉行江申達候此段及御届候 以上

丑七月廿八日

私領琉球國の内那霸江北亞墨利加國四艘渡来

* 俟
もやす

致滞留の段ハ先達て申達通六月廿一日副将并ニ通詞
 宮へ役々致面談候處此已後アメリカ人共毎年渡来一ヶ年
 余も可致逗留候ニ付風雨爲可渡海迎最寄宜ヶ所の寺院
 借入度且又近辺へ石炭貯の小屋一軒相調候ニ付地料何程
 及候哉相尋候ニ付此義は迎も難應強て相断候得共不聞入

候ニ付訳官共相達其上何分可申聞相達置候同廿三日提
 督并ニ副将參將通詞官四艘の船ニて其外小官拾人上陸

致し逗留候人召連琉球役々致面会候所 通詞官ヲ以一昨日

申出置候処早々可致返答候重國との好亘々致し度との事ニて不礼
 の仕形ハ不致提督日本江も罷越候處如朋友の何分嫌も無之

彼地官人式人致面会亘ニ品物送り候節交通之処相談ニ事所

来年返答可申との事ニ候驚衛之官并凡四五人何も

不相阻至て丁寧の由聞き候最前申掛の返答致催促候ニ付

小邦彼難應廉と申立常日相断候處中国さへ交

通逗留等差免且日本も不相嫌小国として何廉相阻殊更

石炭の火輪船第一の入用の處右置所迄相断甚不承知

之旨申聞提督明後日は可致出帆候ニ付明日式百余兵

を率於地本太子江直談可致ト頻リニ怒り立威勢盛を

言なし何程利解ニ及候ても不致不行既ニ乱妨ニも可及勢故無仕方

其場ヲ爲凌一所任其意ニ寺院料等の処ハ銀ちん相断候處

軍□本帆 参艘火輪船式艘□出

帆致午未の方江走り行く帆影不見候然る處七月朔日

那覇江異国船一艘卸碇候ニ付役々差越本国相尋候処

北アメリカ船にて石炭積入六月六日上海より出帆致来書の趣
共相分左候て石炭凡壹万余石計差置候同六日同所の火
輪船一艘到来異国人十四人致上陸候ニ付形行相尋候所
右同国船にて人数三百五十人乗組同三日中国香港より出帆提督
へ逢ニ致渡来候へ共提督帰帆候就てハ八九日程滞船の旨
申出同八日迄ハ四艘共致滞船ノ段申出候ニ付猶又取締向等
一際厳重ニ申付置候趣此節琉球より申越候ニ付委細長
崎奉行江申達候此段及御届候以上

丑七月廿八日

松平薩摩守

嘉永六癸丑六月十四日松平下総守殿御固場詰何某
より同家中差越候文通の寫前文叙之

一北亜米利加洲共和政治軍船四艘の外端船有之候内式艘ハ
蒸気船

此船日本開闢以來初て渡来の由風破順逆ニ不寄

一日千里の余の海上相渡候由ニ候

船凡三十間余も有之ト二艘ハ三百人乗一艘ハ式百

五十人乗右船ニ大筒式三拾挺も有之候

右軍船亜米利加国主より使節の由ニテ去三日八ッ頃飛鳥の

如ク走り入浦賀湊ニて四艘共ニ碇を卸候ニ付浦賀衆乗始メ

四家様より御人数早速乗付候處異国船より大筒数挺

仕懸ケ中々近附不申遠近測量し罷在候其後通辞

を以相尋候處亜米利加国王より使の由達の書翰持参

致候ニ付相渡度趣ニ付長崎表へ相廻候様浦賀衆より御答

御座候得共国王の命を報候段にて中々承引不致依之

綴じ目読めず

家御取立ニ相成四家様浦賀衆御固メ右の方々浦賀奉行
御本家様より御如勢左の方彦根様右の方ニ川越様御人数
右は何れも陸地御備左の方船備ハ此方様右の方船備は
会津様右は四日の夜丑ノ刻より御備九日の晩より蒸気船
久里浜へ八九丁迄の所江乗入跡式艘ハ湊口より十八九丁の所へ
罷在夫より小船十五艘操出し黒白の異人五六人取乗久里
浜へ上陸此節四艘ニおゐて大砲数挺四方八方へ打払
申候異人ハ大船小船共七步通り上陸三步通りも船ニ残り候
上陸其儘ニ黒白の異人共左右江陣列を立御備固メ御
備別左右へ調練ニ及候一組の頭ニ真劔を以采配の代りニ
致し差行法令相調其外不法軽蔑極り候而已多御坐候
得共公辺の御取扱何れも穩成の御趣意ニ付致方
無御坐誠ニ口惜敷次第第二御座候同日八ッ時過書翰受取

相濟即刻帰帆の筈ニ御坐候處逆風強波の厭なく
四艘共ニ富津の要地を乗越蒸気船は六郷の川口
迄乗入改^③金沢等牧辺滞船測量
致候ニ付浦賀より應接ニ及候處来年数艘の大船ヲ
向候ニ付江戸近辺共浅深相量候ニ付今日五日逗留仕候由
申出候趣立今以言語道断不法の事共ニ御坐候今般異船
最初乗入候より寸閑無御座私義当月三日出陣より十三日
帰帆迄昼夜の差別無御坐一日も眠不申候其上炎暑

甚敷食事致候間も無之渡来早速先陣壱番物見
 船ニテ異船へ乗附候處大炮を仕懸何分寄付不申候右の趣
 北條迄注進ニ及直様乗戻候三日夜より異船警衛罷在候處
 空炮を以船江内掛此方ニテ強弱億を相考候様子或小舟ヲ以
 夜半ニ警固の船近く乗付船中の様子相考候忤致候ニ付

少も油断相成不申候昼夜油断なく心配仕候其上何方迄も穩成
 御趣意ニ付別て取計六ツケ數同八日夜迄警衛仕何方も

一統番船引払久里浜御備御人数差加り此節私御先

手物頭相勤可申様被御渡一番先手組預り一手警

衛仕候今日の炎暑殊の外甚敷其上六七日の内番船へ

昼夜一眠も不仕照付られ昼前後兩三度目しらみ

氣も遠く成候得共大切の御用ニ付勇氣を引立く御請

取と相濟候迄無滞相勤先一安心仕候處前ニ申上候通富

津の要地を迅速ニ乗越候ニ付其儘早急追懸ヶ

彼是取計候其夜急御用ニ付北条江船を飛し洲の先へ

御出陣同十三日退帆迄昼夜の寸暇なく馳廻り候ニ付何事も

得と不申也延引御用捨可被下度候久里浜警衛の中彦

根様川越様争論有之四十三人程即死有之由此方様

御人数ハ老人も死去不快等も無之甚悦右の次第ニテは

江戸近辺迄も乗入候ニ付嘸々殿様御始各々様江も御心配ト

御察申候何角と御混雜ニも被爲入候処と奉存候此節纔ニ

四艘の船ニて人数ハ千人計の異人共の航ニ天下の御膝元

迄騒候ハ言語道断心外千万の到ニ御座候當年の處は渡

来ニ有之間敷候得共来年の所ハ何共恐入候時節ニ成申候
乍去 公辺の御答次第第二御座候得共何連御心配の至り

爰許ニてハ何連も一兩年の寿命と致覚悟候事ニ候不遠御家内
子供迄一兩年の寿命と致覚悟候事ニ候不遠御家内

恩ヲ報し候時節到来数ならぬ身共勇氣を勵し

何卒此上少しも御用ニ相立御不都合無之様寸忠を存共

討死仕度心底ニ御坐候乍併陸地ニテ能計略ヲ以手詰の勝

負ハ及候てハ式人三人の異人を相手ニ討死仕候存念ハ無御坐

乍不及一ト軍をも切崩し日本の壱人ト五人十人討候事は

急度如成可申候合戦は手詰の場も必勝ト奉存候猶御賢

慮御示し相伺度追々世の中変事可申哉何卒御模様

次第暫時御順ニ相願其日表ニ罷越今一度 殿様江

御目見へ仕各々様江も貴顔も得□之処も御願申上度

実以恐入御時節ニ押移り候得共数ならぬ我の一寸忠

を盡し討死仕候ハ武門の冥加勇敷昼夜共武事ニ

心懸の外他更ハ無御座候

一 御目附様早速房昴相尋御見分明日浦賀より御渡海

進之御模様相替候儀ニ御座候

一 今般の異船は十三日四ツ時頃退帆今日中琉球へ参り類

船ト共ニ出帆の趣ニ御坐候

一 亜米利加国王よりは音物ハ於浦賀十三日御焼捨ニ相成候

浦賀の様子ニては来年は江戸内海と琉球江数艘

渡来の心組ニ御坐候様子ニ相見へ申候右は何故かケ条書ハ

一 相分不申候間追々様子相分候ハハ可申上候

渡来中難有儀ハ去ル十一日從公儀御藥五十服

出陣の向へ被下置御代官手代金子直助殿相渡り

私共迄頂戴難有奉存候四家様伺用陣中ニおゐて右

様の義思召も不寄難有儀ト奉存候種々申上度義御坐候へ共

渡来上下混雜其上來ル十九日御目付様見分ニ付

御用被仰付色々取込候ニ付早々申上候以上

丑六月十四日相認メ

猶々浦賀久里浜騒動一方老若男女東西へ駈廻り家

財は海陸運送仕大混雜恐入候事ニ付暫時戦場の地ト相見

へ候処先は此度は病氣の内日和にて此上ハ名醫次第の儀と

奉存候数日の労れ前後不相分夜半火色にて相認候間御捨

覽可被下候以上

安政四丁巳年十一月御觸

并

亞墨利加人登

城拝禮式聞書寫

瀬見善水

公邊御觸

今般長崎表阿蘭陀通商御仕法替相成向後

長崎并箱館両所ニおゐて交易場差許有之

魯西亜も同様の振合ニ相成候右ニ付ては外條約

相濟候國々も追々右の御所置ニ可相成候間可被

其意候

十一月

亞人御目見式

西^金墨利加使節并通弁登

城

一 溜詰御譜代大名同嫡子高家雁ノ間詰同嫡子

葛之^③間相願詰布衣以上の頭役人法印法眼御醫師登城

一出仕の面々直垂狩衣大紋布衣素袍着之

一下田奉行使節召連登

城 通弁官は大手下馬ニて下馬使節は下馬橋

外ニて下駕役々附添下田奉行令案内御玄関

階上江大目附壺人御目附壺人出迎一憚之後

令案内使節は殿上の間御下段御襖之際

北面ニて罷在通弁官も同所西の方御張付際ニ立之何れも橋に設之令着之

下田奉行差添罷在出書箇の臺ニ載之使節

之脇ニ置之

一 御用懸の面々一等出席及挨拶

一出御已前大目付御案内ニて使節殿上の間

より大広間御東寄の際仮扣所江相越書等は

通弁官持之相従此処江も特ニ設之下田奉行

差添罷在大目附御目付は二の間板椽一座

大広間江已上刻

出御御立烏帽子御小直垂ニて御上段御厚畳

七畳重舗を以包之四ノ角大総付之御曲録ニ着座

一 御上段御中段下段并御縁通り簾中

一 間揚之二ノ間三ノ間四ノ間御縁通行御簾掛
 卷上之
 一 御後座ニ御側太刀の役御刀の役奥向の
 面々伺公
 一 御下段西の方より一疊目通りより溜詰順々
 着座

一 同所東の方より一疊目通りより御老中着座
 御中段西の御縁側ニ若年寄并御後座伺公
 無之御側着座
 一 御下段西の御縁類ニ疊敷之高家列座
 一 南板縁ニ諸大夫之雁の間詰同嫡子同奏者番
 同嫡子菊の間縁類詰同嫡子番頭芙蓉
 の間御役人列座
 一 二ノ間北の方二本目柱の辺より奥襖障子際東
 の方ニ四品已上の譜代大名列座
 一 二ノ間諸大夫の御譜代同嫡子三ノ間ニ布衣
 已上の御役人法印法眼の御医師列座
 一 出御の節ニ居大目附より下田奉行江会釈有之
 下田奉行使節召連二ノ間板椽ニ扣有之書簡
 は通弁官持之引続て罷在
 一 備中守
 御前を伺使節可差出旨御奏者番大目附江会釈
 大目附より下田奉行江会釈于時披露の御奏者

番 御下段より一疊目東の方へ罷出下田奉行
使節召連罷出御下段敷居際板縁ニ着座

使節御下段より二疊目江罷出拝礼通弁官は
書簡を持板縁ニ罷在此時亜墨利加大統領使
節と披露使節御下段下より四疊目ニて
又拝し御下段上より二疊目江近謹拝大
統領よりの口上申上之畢て一拝
上意有之予時通弁官書簡持出使節江渡板椽
江退備中守座を立書簡請取也復座使節

謹拝 御会釈有之使節最前之通り

一 御下段下より四全目二疊目ニて謹拝退去下田
奉行差添大目付御目付令案内御東寄仮扣所

退去此間若年寄壱人西の御縁類通御下段江
罷出備中守より書簡受取之西の御縁江退去
奥御右筆組頭江渡之相済て式間の御襖

障子内藤紀伊守閱之御下段御敷居際へ立

御譜代大名其外一統 御目見相済入御

一 入御以後大目付御目付令案内下田奉行差添

使節通弁官殿上の間江退去

一 重て使節通弁官大広間御東寄仮扣所江

大目附御目付令案内御老中大広間二ノ間

御襖障子際東西ニ順之出席三ノ間北の

方の御敷居際江御奏者番一等出席南の
御敷居際御用掛の面々一等出席何も立罷在
其後大目附御目附令案内下田奉行差添
使節二ノ間御敷居内江罷出通弁官は同所
御敷居の外ニ罷在

時服十五

使節江

右西の縁より進物御番仮大紋持出之 一一ノ間中央ニ
置之^② 右の拝領物被仰付旨備中守申達使節迎御
寶拝戴退去御札申述之此時通弁官江
改御下物の儀使節江備中守申達の御札申述之

被下物御東寄の方江進物番引之過日御料
理被下候旨備中守申達之使節御札申上
四ノ間江退去

御料理は於旅宿被下之

紗綾

五反

通弁官江

右拝領被 仰付但被下物は下田奉行より渡之
一 御前辺ニては通弁官無之扣所ニおゐて下田奉行
通詞を以訳解之此席より以後通詞等も罷出此方
口上は下田奉行通詞江申聞通弁使節口上は
通詞訳之下田奉行承候て申聞之

一 御奏者番御用掛の面々一等四ノ間御襖際江
退御老中四の間江相越北向ニ立使節二向イ
会釈有之退去之節四ノ間板縁迄送之使節

立止り互ニ揮有之使節通弁館殿上の間へ退去
大目附御目附令案内御用掛の面々一同如今

朝殿上の間江罷越及挨拶

一使節退散の節大目附御目附案内御玄閣階上

迄送之下田奉行案内先進使節通弁官

退去

一御小姓組御書院番より出人五十人御書院番所ニ
勤仕

一大御番より出人百人大広間四の間ニ勤仕

去月廿一日亜墨利加使節登

城御目見の節差出候書簡の和解一冊并使節

図三の趣和解一冊爲心得相達候

右の通万石以下の向江可被相達事

十一月

右壱通

表紙ニ

亜墨利加国より差上候書簡和解

亜墨利加合衆国 フランデントフ

ランクリンヒールセ

日本大君殿下ニ呈ス

大良友

合衆国ト日本との間ニ取結ひたる條約を修正して
殿下の大國と合衆国と夥しき所産物の貿易を

是迄より大ニ為し易キ様取組得へしと思へ□□?
 是を以予此事件ニ就て貴国の外國事務
 宰相或は其他殿下の撰任する役人と会
 議せしむる爲ニ此書状を使として此國の人高貴
 威嚴なるトウレセントハリスを撰ひたり但此者は既ニ
 合衆国のコンシュルセ子^{ね・き}ラルとして
 殿下の外國事務宰相の信用を受けたり予即合衆

国と日本との親交を等くし且永続せしめ兼て
 両国の利益の爲ニ通商の交を増加する條約の
 趣等就て宰相其外の役人同意すへき事疑
 なしかと思ふ

殿下深切に高貴威嚴なるハリスを待遇して
 予のために

殿下ニ申上ん言を十分に信用し給む事予に
 於て疑なしと思ふ予神の

殿下を安全に保護せん事を神に祈念す予
 此書ニ合衆国璽を添へ華盛頓^{ワシントン}府に於て

自ラ姓名を書ス壱千八百五拾五年九月十二日

フランクリンヒールセ 親筆
 セケレタールリスフハンスタート官名
 ウエルマルシ 親筆

右
 壱冊

表
 書ニ

全權使節の大なる事を
殿下の庭に於て全ふせん爲撰まれし八大なる
名譽とす且両国永久懇切の諸を堅く
結ふハ吾懇願なり故此良キ目当を遂る迄
慥ニ予か丹誠をなすへし

御差許可相成場所道筋
 墨利加使節出府中步行願候□？

蕃

蘭書調所より雉子橋御門外御堀橋通り神田橋
御門外三河町鎌倉町本銀町花石町河岸通り
道へ本町一丁目より大傳馬丁通り旅籠町通油丁通り
濱町横三丁吉川町両国広小路柳橋を渡り浅草
平右衛門町同所六天門前同所茅町同所天王町御蔵
前通り黒船町正覺寺にて中食浅草雷門前より同所
東仲町通東本願寺脇前影さ通り左へ同所

東谷侍門前より戸田海之助屋敷脇前通り佐竹
 左兵衛大夫屋敷表門通り医学館より和泉橋通り
 佐久間町河岸より布道橋御門小川町通りまな

板橋を渡り元飯田町^藩蘭書調所へ

一日は

藩書調所より九段坂を上り左へ御堀端前田丹後守屋敷
 前半蔵御門外麴町一丁目同所三丁目左へ平川丁同所
 天神前三軒屋通り井伊掃部頭石敷後右へ千所ヶ関於平
 美濃守屋敷前通り西尾隠岐守屋敷前より左へ武田信濃守
 脇前新橋を渡り左へ久保町通り芝口橋より右へ芝口一丁目
 二丁目三丁目源助町秀月町此所井町宇田川町神明
 丁より神明地行神主宅にて中食婦路之節神明丁より芝口
 橋より引戻左へ土橋を渡り八番町通り数寄屋橋御門を
 大名小路松平相模守石敷前より左へ八代洲河岸通り
 所にて神田橋御門を出御堀端通り番所調所へ

亜墨利加使節江

トウンセントハウリス

官名

コンシウル^子ラル

通弁官

ヒュスチン

是は^加阿蘭陀人の由
 亜墨利^欠使節へ被下候御料理

三汁十菜
亜墨利加使節江被下候
桧重

紅白布肴平

翁草

吉野山落雁

御一重

千代袋
上輪の里

粕庭の巻

求肥あめ

紅葉巾餅

春庭らん

黄菊まんちう

紅縁取蒲鉾

鯛切身

玉子焼

花からわに

すくいはす

あなこ

煎玉子

しゅも

銀杏

牛蒡

木くらげ

ゝ
 こんにやく
 南蛮煮

右

右聞書は安政五年正月廿三日御代官木村五郎大夫殿へ

年始罷出候節御咄ニ付拝見願置候処同廿七日於

評定所田端方江御渡し善水へ可届旨被申

聞候由ニ候二月九日夜田端より幸便ニ差越シ

翌十日達しもの爲濟口上申時比より取掛り

黄昏乗燭迄に写し取同十一日出官用

飛脚宗助便ニ返上也

外ニ大酒大食覺書略之

文久元酉年

魯夷對州乱妨

江戸東禅寺夷人夜討

水戸表風聞

P.1

私領分對州淺海浦江碇泊の魯西亜船修理ニ
事寄急々退帆の勢も無之當夏中滞留の由申
聞居深意ハ開港の存意と相見殊更追々不法の
挙動有之候得共兼て被仰出の御旨も有之何扁
穩順の取扱取立候処此方より兵端を不開事と見侮去ル
十二日異人共多人數端船ニ乗組大船越瀬戸関所前
兼て差塞置候処理不尽ニ押破候付堅之郷士兩人相
制候処多人數ニ付濶*カ船中へ搦捕漕帰候付小もの
安五郎と申もの有合の薪を投遣候処異人共鉄炮にて
胸板を打貫及即死其儘元船へ罷帰候是迄ハ

* 濶 シュウ
わく、水がわき出る

公儀御通知の國柄ニ付恥辱をも相貫兵端を不開様ニと

折角相制罷在候処最早右の通漕ニて才慮破候付ては

家中の舊微不一形是非討取不申候てハ国内の怒気

解諾^③の筋更ニ無之第一武道ニ取恥辱の限りニ

奉存候依之如何ニも奉恐入候儀なから全一己の儀も無く

本朝の御艦謹共相成候事故兵食不足の身代四

労大洋の國柄援助の頼も無之始極の勝美千

万無覺束奉存候得共眼前是長々罷在候異賊其

儘難害御座候ニ付不願後患討取可申州一同

決心仕罷在候へ共右は重大の事柄ニて無理ニ暫不押

置候一應奉經御伺候付何連急速ニ人心定候御指揮

偏ニ奉仰候尤前書の通漕ニて好る事を発候機會御座

候事故何時可及争戦とも難量候付其節ニ至り時位

不得止事情御憐察被成下候様深奉願候以上

四月十三日 宗對馬守

追々御案内申上候領内滯泊へ魯西亜船去十二日大船

越瀬戸口ニおゐて小者安五郎と申者を鉄炮ニて打

果固の郷士式人搦捕不法の及所業増長の段

翌朝十三日附を以御指揮奉伺通ニ御座候処人々

十三日異人共凡百人餘鍋船数艘ニ乗組右船を瀬戸
 番所前江乗來同所の儀ハ瀬戸口通行の小舟を
 相改候迄の番所と申殊異船繫泊の場所程遠
 ニ付固の人数も無之候を見込直様揚陸取囲番人
 兩人足輕耆人引立端船へ爲乗置番所有合の武
 器類諸品ニ至迄奪取夫より村中散乱及狼藉
 郷士之武器類寺家民家立会の金錢米穀品
 物且小屋くの繫置候牛七疋掠取端船江爲取
 乗本船江漕帰り候右之通追々の乱妨次第二差
 暮候得共何卒兵端を不開様ニと厚相諭し

罷在候処異船近邊之村々ハ無詮方退散ニおよひ所々へ
 野者罷在候様の義ニて衰至極の躰ニ相成此場至
 如何ニも穩順の儀相懸千変万化加下知候ても
 憤怒頭上の人氣甚以無心許最早事旦夕ニ
 差迫り不安次第ニ奉存候此上ハ猶必至の差
 圖を以暫取押罷在候偏ニ
 皇國一般の御一大事と奉存候昨十三日書付を以
 いさゝ奉伺置候然る処只今ニ至りてハ却て本朝の
 御武威を奉汚候場合ニ可押移哉と尤私深奉
 恐入候躰御賢明罷成下何分速ニ御英断の

御指揮罷成下候様偏ニ奉願候以上
 四月十四日
 宗對馬守

高輪東海寺風聞書

去ル廿四日水府表ニて兼て山林并野外の□?□?罷在候
浪人十六七人同日朝十石積程の船無印の□?□?
延帆ニて乗出候様子を見受候者有之其所へ御代官へ
相届候ニ付早速水戸様ニても其式手当有之
候處其後いつれへ参候哉右乗組の船形もなく

相成候間其趣順御出表より御注進申参候趣委細
御取書ニて城附を以久世大和守殿江御達ニ取成候よし

一 當月初旬神奈川横浜館江應接有之同所江

取掛居候英吉利國ミニストル一昨廿七日横浜より
高尾東浅寺へ歸寺いたし候趣

一 昨廿八日朝かた同所御固の大名ニは松平和泉守に

有之候處更代ニて松平時之助殿持日ニ相成候由然處

同夜九時頃何物とも不知多人数刀を拔連同寺

門前江押寄候處俄二人声等いたし着門兩人固の者

五六人程罷出^③制候得共一向不取用切申懸り様子ニ

候処門番耆人切殺夫より門内へ乱入いたし候間時之助殿

家来ハ勿論兼て被仰付有之候御簾本衆警衛

宿寺當番罷在候者共一統立向ひ切結防せニ及ひ

候内追々東禪寺方多人数ニ相成及狼藉候者三人

切伏耆人ハ取押候處是も餘程の疵ニて両腕切落

足ニ鎗突疵有之其者相糺候得共いつれより参り候

者共不申天下の浪人榊原鉞三郎と名乗同類何

人有之候と申儀も無之其内ニ疵人大手負事故段々
 勞れ只息出候計の様子ニて一向相分不申候由
 但本文鉞太郎ハ吟味中生駒徳三郎へ可預

一町半鐘打町火消杯も多く出御使番火事場見廻

火附盜賊改等出馬ニ相成候へ共最早其比ハ事相濟候
 後の趣ニ候且つ宿寺御固有之候時之助殿家来士ら一人

討死其外右家来并御家人の内少々ツツ怪我并手負

等有之候へ共大疵人ハ無之異人附殷別当壺人切
 殺され異人とも兩人疵人有之其外は無之趣乱防

人の方大様十八九人の趣此家人壺人大疵ニ付跡式の義を
 漸申置無程絶命有之候

一水戸様より前頭の通御達出候様子ニ付見結候ハハ人数合

の儀も其通ニ候哉と存候其節乱防人何連江逃去
 候哉船へ乗組候か□□を立上候哉見留候者無之よし

一品川宿虎屋と申遊女房江浪人躰の者参り其の後か

いくニ先へ参り候者を尋参り都合十三人連ニ相成及酒

食候上夜半ニ申候いづれも遠方ニ付草鞋調度趣

任申調ひ遣し由惣躰代料払ハ八両程も払遣候趣

其已來右の内三人立戻り揚り様申聞き候処衣類ニ血附

有之平常の様子ニ不相見候付及断候処立腹切殺可

申杯拔身打振候付家内の者共打驚逃去夫より近

所の者丸太角物持参出口固候処右三人ハ別間へ

壺人ツツ入切拔即死内壺人咽突様虫の息有之ニ付

逢せ療用差加同所江檢使有之由

乱妨人水府の者と申儀誰も名乗不申
事故難相分候へ共本文御達と見競へハ
先々人数合并日段符号いたし有之
五月廿九日

五月廿九日朝松平時之助殿より
御用番江届書

昨夜四時半比高輪東禅寺本堂江怪敷者多人数
押込候ニ付改役の者及差図搦捕可申処闇夜の儀手ニ
餘候付無餘儀内留申候居屋敷よりも加勢の人数差出

尤差出之者
不調追々御座候申上以上
五月廿九日
ニて 両

松平時之助

今朝
押込

右之通

□手
" 鉄
" 炮
方

三原
□ 龍
□ 三
□ 之
助

右之通御座候依つて

五月廿九日

以上

□手

申付

松平時之助

川邊□□助

昨夜四ツ半時比高輪東禅寺江怪敷者多人数押
込候付固の家来共早速□^マ庵も罷出の様持
場内ニて怪敷者老人召捕候付相糺候処浪人榊原
鉞三郎と申立当酉十九才の由懷中ニ存意書込
認候封物有之候付其段外國奉行支配調役並
□^マ藤九左衛門へ家来の者より相渡申候尤不取散加勢
の人数被差出厳重ニ相固罷在いさゐの儀ハ追て
可申上候へ共此段御届申上候以上
五月廿九日
松平和泉守

五月廿八日夜四ツ半時頃英人宿所^(ママ)高輪東禅寺
討入候者名前
常陸浪人

有馬
○^{新八郎}駕
半弥

浪人躰之者三人討取と有

木村 幸之助 木村 幸右衛門

此所四人不都合一統之者不知

古川 主馬助 古川 主馬之助

○^{又幸之助共}定

寅吉

山田 信之助 小坂

右三人 此四人場所ニて内留

松平和泉守殿 生駒徳太郎へ御預
手ニ生捕
榊原 鉞三郎

此もの手負生捕

○古井

石川金四郎

此者翌廿九日曉品川宿虎屋江

取趣し自殺仕損存命

山崎信之助

中村貞助

此式人大庄屋ニ自殺

岡見留次郎

○藤

前木新八郎

森半蔵

○矢

天沢金兵衛

渡辺剛蔵

黒沢五郎

此六人廿八日夜虎屋方を
出立いたし未行衛不相知

右拾四人の趣ニ御座候

申渡

英吉利人旅宿高輪於東禅寺

今曉より夜中大火焚候間此段相

達候事

右ハ其筋より御達之旨從町奉行所被

仰渡候間可相心得候
西五月晦日

又一説
浪人

有馬 半弥 岡見 留次郎 藤木 次八郎
森 半蔵 榊原 鉞三郎 木村 幸右衛門
石川 金四郎 矢沢 金兵衛 渡辺 剛蔵
古川 主馬之助 山崎 信之助 中村 貞助
小堀 寅吉 黒沢 五郎
右之内

和泉守殿家来召捕
生駒徳五郎へ御預ケ
榊原 鉞三郎

時之助殿
家来討取 木村 幸之助 即死 古川 主馬之助
即死 山崎 信之助

御用出役之内

手負候者

一説
江野 勝吉 神部 鷲五郎
○片

中尾 権次郎 北條 蒸太郎
○八

○善
○助

今井 吉十郎 天野 岩吉

深手 江幡 吉兵衛 ○平

松平 時之助 家来三人

外ニ 手負 異人料理番 壱人

手負 表門番 壱人

即死 厨別当 壱人

同 異人住居門番 壱人

白布腹巻ニ

むさし野のはらハ麻なれ

下草も死出の山路の

前払いなん

○一説ニ松平宮内小輔 下総守殿季
(?カ)部詠 山崎 信之助

一當時□るし遺志を鎧徒党の大将として 源 経成
某死を取こくこと也

東禅寺夜討一件風聞

過日夜討入候人数の外ニ多人数徒党せしめ大手搦手

一手になりさし挟ミ皆殺ニせんとの企ニて表の芳ニも埋

伏せし煙火の相図ニて表の方にも討入手筈の処大

手の人数手筈を違討入候故謀相違して本意をとげ

たりしとや

○此時異人ハ燈を吹消し四ツ這ニなりて逃うせしゆへ暗夜

のめった討にて肩或ハ背ニ聊薄手を負せたるのミなり異人
 曰日本人の所持甚勝也と嘲ル

○餘程照り続炎暑堪かね候折柄六月八日夕雷鳴暫時ニして止
 此夕立ニ暑サを凌申候

、此雷摂津守様家中諸士之家へ落其主人半身
 黒色ニなりて即死子六人あり内壱人氣絶

○鮫ヶ橋永井家へ落ル怪我なし

○今井谷毛利家住居間へ落ル柱四本割れ疊

浮上りたりけかなし

○鳴子民家へ落其家雷大

○右雷鳴之最中水府之士四百人餘高雲候ニ討入
 らんと押進たるを水府君制して止と

虚実未詳

對州之事をいふものあり異船朝鮮を討道起躰ニ而帆を
 向ケ對碁是を助んと大炮数挺人数を添押渡る海上□
 異人之ために炮を取奪剩九筒先を向直し對碁を討
 海岸固メ之諸士不意を取討立退を附入海岸の大炮不殘
 奪取たるといへり

此況虚説にや若説ならハ勇々敷大事と

申へく或人曰今程ハ對州半分ハ異人の有と

なりたるならん久世候之差図穩便ニ過キ斯る

不覺を取るに至る事對碁之過チニ非ス久世候

切腹あるへきなと評判ス虚実未詳

東禅寺一件風聞
 或人曰夜討人数之内榊原鉞*三郎なるもの年十九手疵負
 生捕となりたるか水府浪人と名乗しと也
 異人鉞^(三カ)太郎か疵所療治し平癒の上ハ助命あらん事
 を乞曰古法を破り日本へ渡来し市中横行せしむる
 を怒りて吾を討んと議る事は義人なり吾西洋ニおい
 ても斯の如き人をこそ称美所也曲て助命あらん

事を願ふといひし也

一

異人等此度夜討ニ逢し又□□の粉骨を尽し
 防戦し追散らし候を感悦不斜日本政府之厚志

謝するニ詞なし仍而此度戦死のものヘドル銀二百枚手

負へ百枚ツツ其賤の差別なく寺中の破損所諸雜

費悉く出銀して修舗すへしと願書を以訴ふといへとも

朝議いまた不決可答無之といへり

評ニ曰此願書よもや可聞済ハあるまじ

公議よりハ相當之御手当ありて異人よりハ私之謝礼

あるやうニと差圖あるニこそといへり

右二ヶ条虚実ハ不知といへとも外異人氣を鎮ふ事

斯の如く後世思るへし

青山野州之藩士来りて曰候か庶流小身の御旗本

青山鈴太郎なる士夜討の夜当番にて防戦せしか同

清人と名乗といへとも其前日迄も

* 鉞 シン
 おの、まさかり

夜討之人数ハ對昐の士也

候の家之食禄を賜りしものに

してあれは浪人の申立
不分明也といへり

両国川花火見分と号し多人数乗組

出船ニおよひ暫く見分し夫より高輪押渡品川売女屋へ

揚り出しかけたる也其意趣ハ今度對昐表へ異船渡来

乱妨之处御討拂之御下知もなく剩横浜在留之異人

人を携へ行専ら穩便取結ひ之御所置を無念ニおもひ

東漸寺在留之異人を討留たらんニハ彼も怒りて争戦ニ及ん
か其時二段々無念を晴さんと斯ハ計りしといひしといへり

逃去りたるものハ對昐へ落たるならん

對昐之士といふといへとも多分ハ虚説ならん追く

被召捕ものハ水府浪人也といふ

一 對昐表江薩摩候より加勢を送ル

被命ニあらず薩摩候

候私之加勢ハ不受とありて歸したるといへり

或人曰天野若太郎基主いふハ東漸寺夜討の折から外

國方ハ勿論時之助家来に至る迄実ハ同京狼狽いたし

各響きかたきを立ニ取手出しをしたるくらゐ之事也中く

十分ニ戦ひをしたるハまれ也壺人討たるといふも多人数

ニて鎧方仕留たる迄の事ニ候床下へ逃れたるも多く

あつて御使番鎧付候節頭上ニ蜘蛛之巢を冠りならむ

見へ申きさまなるもありておのく名書きを取られたる

といへり

當將軍家之御事評判よろしく御成長之□思召

ましは御政務御執られ候ハハ御美政出候はと噂いたし候よし

弥部素大御番組頭なりしか子細ありて小普請となる其子
 勝丞といへるハ劔術出精なりされとも子細ありての小普
 請なるにより御役付ハ叶ふましといひつるが此度吹上ニ
 おいて武術 上覧の節勝烈に試合ニ勝たり
 己其姓名を問せらる云々と答 上筆となりて
 書面玉ひ褒美として賜り物あり 羅紗の切錢 外ニも さうげに
 うちまけたりし何某に貧りて又ハ餘人と試合被命
 せらる為某また打ちまけたり 上意かくまでニして
 まけたるハせんかたなしとありて勝ちたるものへ賜物あ
 りて勝烈とともに御庭を見せらる其後程
 なく勝烈なるもの 召されて大御番ニ被仰付しと也

右跡役勝烈母直ものかたりなり劔術の故也と

以て御番入をせし事全

上の思召ニよつてなりいと有かたしといひしと也

土橋外酒店増田といへるにて浪人三人被召捕しと

いへり此三人のものハ右近辺裏家住して居たり

しを右酒屋江釣出し手先のもの五十人程

客之躰ニして酒店居喧嘩をはしめ其紛れニ

大小を奪ひ打重りて生捕りたり手先も二三人ハ

手負しよし是去年三月櫻田一件の

浪人のよし

廿五日

當月十日之御返翰拝見如尊命大暑御坐候處益御機嫌克
 被成御起居奉拝賀候然も當年は暑氣強雨氣無キ
 よし此表も同様田畑于上り候趣にて近在近郷雨乞等致し
 候趣ニ御座候此節ハ折節俄に冷氣催又涼風吹一向季
 候定り兼候へ共炎勢之氣ハ薄らき申候對劔表風聞
 書御見上被下右之躰にて退去ハ勿論往々對劔ハ外国之者
 ニも可相成よう易ならぬ事ニ御座候此表にてハ此節對劔之
 事をいふものなく外国奉行帰府之沙汰を聞先々無異と
 申居候右被仰越之通にては容易之事ニも無之夫ニ付
 風聞ニハ昨冬横浜において英夷より對劔借用之義預置
 候処外国奉行誰ニ候や承諾いたし候処其下役のもの堅ク

制し此事止たりと申しさく承り及ひ有之若や是等へ
 呈して魯西亜人ニも一利尻持て斯是永ニ罷在候ものニ
 や覺束なし猶風聞承り込候ハハ可申上何たる東漸寺
 一条より事起り候ものや別紙申上候通り嚴重之被
 仰出かたく何とも不穩次第にて御座候昨廿一日不時御登
 城御趣意不知溜り詰候三家の内御人扨にて御用談之様子ニ
 相聞専水戸一条との義取沙汰致し候扱水戸浪人残
 党御退治の儀及御遅滞候ハハ御沙汰の品も可有之との
 被仰出不容易義無異儀及靜謐候得は重畳申上共窮
 鼠猫を喰のたとへ如何もつれ可申も難計後ロニ仙臺あ
 り元來御縁者なり内実助ヶ候ハハ勇々敷大事ニ候はか

當節米價諸物共高直人氣も不宜相場也国主大名初

異意詐計旁世の騒キとなり候ハねハ宜甚氣遣致事ニ
御坐候此節の風評十人其人同意也對劾の風聞慥か
先便申上候やニ存候今廿二日別紙御届書手ニ入候處以の
外の儀右の通ニ候ハハ本朝の恥辱此度ハ此後も如何様
の業を致し可申やも難計存候小栗作劾横浜在留の
夷人召連罷越候風聞ニ候へ共間もなく退帆致し候ハ
若や異船退帆の跡へ罷越候義にも候や魯西亜コンシュル
夷向とも相手なしの喧嘩賊船と申技ヶ候ても致し方有
間敷何ハ兎も何れ苦々敷次第ニ御坐候先比中ハ老公の姦
計を悪ミ情々の惣説も有之処此節ニ至りては都て老公を
称し候旗も御座候所謂水戸老のきかと存候へ共また一理なきニ
しもあらず外夷を遠け浮怠を恐れ玉ひしも今對劾

の事ニよりて思ひ當りし申上候老公只乱を好ミ天下の政を
水戸家ニ掌握あらんと沙汰すれとも其実情ハ不知志氣
あるものの沙汰する處偏ニ外夷を近付さるニありとかや
水府山林野外ニ在る處の殘党と称するもの老公の遺
志を継妻子を捨寢食をも不安義を金鉄の如くニ守り
必死を極め夷人と戦を交んとほつする志威すへし彼
等万一 公儀江対し野心を挟ミもせよ今二百餘年昇
平打続怠慢安連ニ流れ朝暮念修を好ミ無異ニし
て子孫の後栄を願ふなる折から斯迫武意を庶く者
とも當世稀なる勇士ともいふべし今外夷都下へ下り

既ニ對劬の事もあるをや何時如何なる政事出来せんも
難計さあれハかかる侍ともをこそ忍を以て服心とし事ニ

臨ミて用ゆるものならハ一廉の御用にも立ぬへし妻草妻石といへとも其
術を以て用る時ハ病ひを治し人符を保つ古の賢者人を用る事此類ひ
多し

一 一説ニ田安御館へ乱入せしものありて被捕しニ半蔵御門より入たるよし

依て半蔵御門へ切ニ相成紅葉山

御豫参諸侯豫参とも半蔵門を下馬所と定め従者多人数

召連し儀停止既ニ此御方すら同所より御供格別御城少ニ

一 相成候事大城の御門を閉候義ハ不容易義ニ可有之御勘考く

一 丸の内老若衆屋敷ハ家中代出留ニて堅固ニ守居の由水浪を

□□事甚敷斯の如し

一 風説ニハ不時御飛脚を以若山より御人数御呼寄被成候由沙汰御坐候願ニ付

て御散在恐入候次第ニ御座候何さま無異ニ納り候様奉願候何も荒々申上候頓首

六月廿九日

下
ケ
紙
ニ

對州の御届書ニ付尚又一説あり初度のハ実事二度目將此度のハ偽

作なり米穀べうりせんとて隠し貯へし姦者當年の順氣によつて米

價下落せん事を恐れ偽書き世上ニ流して人氣を動し高利を得

一 んと計りしもの也右躰其ものの當りも付たるとも沙汰いたしの由

村田吉右衛門なるもの對劬屋へ縁者有田牛を二疋被奪夫ゆへ

怪我もありたるよし格別の事も無之様子ニて静なりと

對劬一件是非定かたしといへとも聞ままに認出し申候

追 加 六月廿九日 追加

對州の事ニ付て又一説あり宗家ニ小判を貯持事隱なしといへとも引
沓不出仍て探索の上何れニ何程何方へ是非といふ事明細ニ探り嚴
命を以悉御引上相成り代り洋銀御下の滞り對劬金銀金屋及困
窮候故夷船の事道意し騷ニも無之を事々敷申立別段拜借金ハ
不願候ニ付引替銀子ニ御下ヶ被成下候様願立候事の由相訴ニよつて
御目付外国奉行蒸氣船にて被遣とありて既ニ品川迄罷越し候を
家老耄人追^{マカ}口^{マカ}往国元日談も耄對を届呉候様中小姓江頼ニ付
主人へ申達候処如何なる用事ニ候やと被尋候へは御役人向用拝々御越
被成候ても不便利の土地柄出迎等も難行届いまニハ右心得申遣候
との事も漸ニして書状受用ありしといへとも蒸氣船にてハ三日振ニて對
州江着船致ス趣及承對劬の長官飛脚せし躰の由也
○小判相場高直ニ不成前々も對州ニて買^{マカ}朝鮮江持渡り式兩位ニ売

渡候由此所の業を 公辺ニて見違たる也といへとも 怪我人の事ハ少々
聴違ひ同論なと

にてけらせし
にやといへり 虚実未詳

○又曰長崎表よりの来状へ当地平穩^(マカ)對劬も平穩と認ありしといへとも
此度歸府の小栗作州言上振追々相分可申様猶聞こし追々可上候
六月廿五日別封

追て申上候對劬一條ニ付今訴人の言ふ所小栗氏外重立候筋拾七
人蒸氣船ニて罷越二日めニ着岸右船損し歸行ハ對州の船にて

一

大坂着岸彼は手間取十三日頃帰府の由穩なく様子二候へ共其談右

といへとも裕[?]して不言 御城にて風聞ハ魯西亜神奈川在留魯西亜

と名乗彼は乱妨せしからハ對劾の失費悉ク魯西亜より出銀有

へしと此ニおゐて 公朝至て平穩と申候

水府急登城の砌尔々の事ニよりて御門の閉たりといへる説ニ付て
又一説あり与力役ニて御門の左出るものの由同虚説なり御門の常と

一

替りたる事なし 水戸殿帰郷及深更ニよつて一旦御門を
へたる辺也といへり 世の惡む道化姦賊の説あり虚実未詳

四五日以前岩田なるもの本町三丁目薬種屋より聞しニ此薬種屋商人の

際家行商近嘉といへるもの召仕ふ處の小もの年十一才なるが品

川辺江使先より行衛不知小もの親なし伯父あり此事を告て

伯父なるもの心当りを尋るといへともさらに知れず此もの成田山

不動を信し講中の世話人ニて江戸浅草成田出張所ニ常ニ

泊込行賃する程の事なりよつて別当の僧ニ談し祈禱せ

しむるに僧曰五七日の内命危うしといよく祈念する程に

小もの忽然と帰り来りて伯父の方へ来ル其故を問ふ小もの曰

品川にて誰とハしらず面白きもの見せんと誘引ニ心ならず伴

れ舟ニ乗やりて横浜へ進行とある家へ伴ひ二階なる一間の

内へ閉込られたり食をも与へす其上人のいふを聞けハ生血を

絞り取るなりと小もの恐怖して逃れんとすれとも道なく然るに

定ありて丈夫なる格子を入たるニ其元より頭を出したれハ其格子破

れたり家根へ出二重の塀をもちかくして越へ逃歸りたり誰家
といふ事も知らずといへともミつから往て見るならは見覺ありと
其伯父小ものを携往て見するに爰迎とをしゆ能々見置て今日

日段失念廿日
元二も候や

公儀へ訴る也といへり

○今日五日役所へ出るニ山際なるものいわく横浜の人売祓い捕たり大
磯辺の名主也外国人高金を以て小年を買て生血を絞取込
先五日程食を断雲血^(?カ)下へ下ルを待て握り飯一ツを与へ逆上劑を
吞しめて狂気なさしめ足を括りて逆ニ釣り立頭上を切り
て血を絞るなりと彼小もの僥倖ニして危き命を助りたり
といへとも其代り此惡徒ためニ命を捨てしものもあるらんといへり
諸人此説を聞きかの名主なるものの肉を喰ハんとおもひ
將外夷の来船するによつて本邦の人の数多損する事
其根元外夷ニありて彼をにくむ事百倍の閤老久世を嘲

事かまひはしと

御家中の子弟へ西洋炮鎗劔各其得たるを以て万一異変あらは

御城へ相詰心得にて御殿へ揃ひ候様との且又廻り候事候

政府不時御出 殿等有之何かグワクツキの様子也

御府内市中平穩尤異説粉々たりといへともきして諍^(?カ)したる

躰無御ざ候

此夜より今朝へかけ雨降大二凌き申候井水も減し田畑干上り

候位の処聊の雨ニても益あるへくと存^(?カ)のミ以上

廿五日

何某

市童のびいる家取江足らすといへとも
 聞ままニ記ス 何某様

十四日の比よりとに礫^(ツカ)川君不時ニ登營一旦退場其日またく

登營夜分迄閣老と対座 此時の閣老
久世内藤安藤 意旨不知

此日御供の諸士十三人御供先より出奔此内ニ歴々の士も有之といへり
 一此日着退座かけ御落涙ありしといふものあり

一此日の事ニや急々御門之 桜田其外
内の御門の 大扉を閉たりともいひ

役方嚴重ニなりしともいふ

或人曰礫川君登城かけ多人数を見せられし退徳

の節ハ数人滅したり此故ニ万一城内ニ思ひ居て不慮の事も
 あらんかと斯用心せらるるともいへり

一大目付より相触候趣

御領内残党のもの共の儀ニ付是迄寛太の御所置ニ相成候處今以

兎角居合かね候趣ニ付今般嚴重御手配有之悉く御召捕被成候様

祓仰出候付ては此上徒党ケ間敷儀相企候もの於有之ハ御人数

御差向御領内ニて御取鎮若不法の働有之候ハハ速ニ御討取可被

成候万一及遅滞候節ハ御沙汰の品も可有之候間此段可被

申上候事

右の通水戸殿家老江相達候間為御心得此段可被申上候事

紀伊殿御城附へ

一 筆啓上仕候残暑強御座候處御機嫌能被為成候趣
 恐悦御儀奉存候御当地先ニ御尋^{ツカ}ニ御座候先日申上候東漸寺
 一条水府浪人風聞等聊書入御覽候何か不取留

東漸寺一條も此頃ニ認有之候得共別條同様ニ付畧之
 尤大同小異の処○印付有之可見合

右六月廿一日認

此頃ハ市中廻りかた嚴重ニなりたり近頃騒ヶ敷ニよつて市
 中の雜費もおひたしときけり
 下賤のもの噂有るを聞ニ水府の浪人斯の如き所行するハ
 元夷人を近付横行せしむるより事起れり既ニ彦根大老夷
 人登營を執計ひ玉ひし折しも日光山破れたり
 神租の神慮ニ背くか故か国侍の諸侯のいふ處外夷を都下ニ
 置横行せしむるか故に水府の事ニも及ふ早々横浜へ退し
 めハ国も多くハ入らす人氣も不宜と連義あるといへとも閣
 老不聞依て国持の諸侯各自国ニ帰るの意あるといへり
 下賤のものの口さかなさ取るニ多くばといへとも記ス

礫川君登營ハ此事ニよつてなるへし此後も度々登
 營あるよし

或人曰駒井山城守いへるハ水戸殿御答振不□[?]しあいなすといひし
 と答れハなでふしたると問ひしニ其餘の事ハ不聞といへり
 一 客廿日の夜来りて曰老公今ニ存生のよしさあらは礫川君も
 御同腹たるべし明廿一日館着不時の御登城あるといふさあ
 らは此日御評定にてもやと廿一日不時御登城あり

事のミ候へ共聞取しまま認上候事御座候此節の所ハ世間も
 静ニ相見奢移暮増長賑々敷躰ニ見受申候米價ハ
 追々高直ニ相成両ニ三斗の内へ切れ尤のよし小うり百文
 ニ付式合九勺ニ相成候由諸物ハ高直也下民困窮
 厄こそと存候の外奢侈を極め罷在何共奇妙
 なる時節ニ御座候何百當年の季順ニてハ作物迄出来
 と噂仕候事候御當地照統暑さ強く候処廿日より
 雨降出し梅雨中の如き天氣入ニ相成申候其迄照
 強候事故すた／＼降つつき不申様懸□と申居候事ニ御ざ候

何もあら／＼申上候頓首

七月五日

尚々ハ畧ス

東漸寺夜討の条

品川東漸寺家来常ニ東漸寺へ往かふもののいへるハ廿八日の
 夜忍ひ入申先陣ハ纔に五人程に過す夷人住居の床

下ニ潜て火を發し動揺する處を討取らんと企て

番人数門外ニ屯し相圖を見廻りたるニ床下二人の忍ひ

居たるを見て大声を發したる也これニよりかねて手筈

相違せしめ本意を遂さりしといへり全く戦争及ひ

たる五人程先ニ忍ひ居たるものゝみニして門外のものも少

は欠付たれとも事の詞たるをみて早々退たるなりといへり

東禅寺夜討の節英国のミンストル^{*}上官の手疵を受横浜にて養生中死ス

ミンストル願書を呈ス本書末手ニ入不申傳聞のミ夜討の徒有察スル処

水府の士と覺たり是迄外国人日本にて殺害せらるゝもの拾六人去年キウスケン討れたる砌退去せしむるの処

諸侯を以て嚴重ニ警衛せしむるとありて強て呼戻

さるるニよつて江戸へ来ルの処此度の次第面顔江疵付

旗竿を切折れ候事本国の恥辱たり是しかしなり

日本の政事の不行届ニよつて然り自今以後五ヶ国に

軍勢を以て非常の防の手当をせんものか日本政事

の不行届處ハ吾英国と心を合せ談合せんには

吾も日本政事の助言をせん云々と認ありしといふ

虚実不知（?カ）川端氏より傳聞

外国人旅館（?カ）鹿市ニあり其地寺院へ入置候處此度の騒

動ニて已後堅固の場所へ入置との御趣意御濱御庭へ夷

人を住居可致との沙汰ニて兩度迄見分あり異人を連

行見せたるよし頻ニ風聞す

此事万一実説ならんには以の外の事也濱御庭は

將軍家御愛覧の御場所にて殊ニ江戸川口の要地たるニ外夷ニ

貸付候ては彼らのためニ請て宜候得とも往々吾ためニハあしかるべし

実ニ閣老へ古狐の付たるならん小府の處置圖ニ當り

たりといへり

* ミニストル (minister) 【英】
大臣、公使、外交使節

一 市中の小児戯れニ強きものをいふ時弁慶清正金時総
なとをいふ然るに此節市童竹二本腰へ帶肘を張吾は

水戸浪人なりといひて我意ニ威を張るあり思ふニ當時強
勇なるもの水戸浪人と思へるなるへし

一 六月廿九日の事かとに御城内俄に騒立候よし何事にやと
いふ朔日朝聞處

一 辰の口ニて御老中松豊前登城行列江乱防人あり一人
被生捕たりと

一 此事慥なり豊弼駕籠白刃を返し供方の腕切落し
其身ハ被捕たり町人の内壱人を生捕四人ハ逃たり

一 何れの士といふ事不知思らくハ水府の士ならん
或人曰供人とも二人なりと

一 右七月朔日晝迄ニ聞所
御館ニても奥向等へ御べり猶又嚴重ニ被仰出候よしニて

一 堀行高御修覆等急々出来の御行朔日御作事方へ来ル
老若衆當時登城の節の次第何れも供を詰メ駕籠脇

弍拾人程真黒ニ付左右往来の固の士太刀附或ハ馬乗袴ニて
手拭三尺帯などニて合印を附固致し其内を往来いたし

候よし

一 田安御館ニては少々疑敷ありといふ

御掃除のもの竹箒を携道路を清め居たるが

田安殿を見ると竹箒の物を引抜ケハ白刃を仕込てあり
切懸るといへとも事を果さず被補とりと 未詳

一
右は翌日より登場無之二よりて種々の節もありたるか全ハ
御忌中引のよしにて程なく御登場ありし也

閣老松豊州登場の節狼藉の条へ上ケ紙

一説ニ豊州登場懸訴状を捧く其^(カ)疑敷見ゆるニ付
取押たりと但其ものハ水府の傳^(カ)者何某姓名失念
にして外二十人後日ニ屋に居候処何某被取押たるニより
主免退去したりと

同下紙

又の説ニ曰豊州と本多美濃守引続登城の途中
豊刃行烈先へ酒狂人来り合せ浪々鎗々としたるを
徒のもの突倒したり酒狂人腹を立銀刀を抜たり中
間壱両人木刀を以て打すへ辻番なとへ縄を懸たりし
「此折しも濃州行烈へ訴状を捧るものあり神職牒の
ものよし
途中たるニより屋敷へ持参可致旨申諭シ彼是の内豊州

行烈ハ騒立訴訟人驚き逃去りたる也
是彼取合て種々の風聞を立たると也

「専ら酒狂人とのみ□□したるニ此酒狂人もはり水府
の士ニして豊州の駕をささんとしたり下供ニて取押諸
侯の内江御預ケ成たるよし四日夜高藤氏より承り申候
七月□□日

水無月廿八日出の御川支ニて延着當月十三日夕着拝
見□□□□被為成御承^(カ)奉恐悦候御當地残暑強雨ニて

□[?]降日雲天□[?]強御座候昨今少々凌能相心得か雲
 の模様にては大風雨杯の□[?]相見当秋□[?]ならんやう新
 居の事ニ御座候何国とも當年ハ老年と申沙汰ニて幸甚

ニて御地も至極上作との風聞難有事ニ御座候不時御飛
 脚ニよつて□[?]か人数御差下候事□[?]と申上候對弼平
 穩と相見其後風説無之昨十五日騒動事少々異説有之
 候得共皆虚説也両用□[?]□[?]□[?]□[?]時分御出府折あしく
 とさくさ故か今以御用向の□[?]切り無之御座日々御出殿
 □[?]と御心配の様子ニ相聞申し伊達氏禅学ハ奇々妙也
 玉置國中遠足し稽古是又妙ニ何さま難^(カ)申の政^(放?)

生^(カ)会ニ逢ひ候心地と察入御事ニ御座候吉村氏其外三人三ツ
 ふとんの□[?]□[?]□[?]なり□[?]□[?]□[?]□[?]なる事と承候此事御地ニ
 閉□[?]□[?]□[?]□[?]オイランも義迫かり可申か

○田安御館江切入候もの風聞有て君御登城無之ニ
 よつて御首無之杯申候処全左様ニてハ無之御忌中引被成候

尚々異説とする事一条アリ「田安御堀を忍越る
 ものあり御庭番見留手配して生捕たり何方のもの
 と

いふ事不知「吹上御堀江水番火を作懸たるもの
 あり事不知して露頭此二条実説のよいひて其

詰るの説を不用

○松平豊前殿本多美濃守殿江右のもの事先紙して

返豊弼へ切返しものハ水府浪人ニて御家中無足のもの
 のよし濃州へ出しものハ水府浪人徒党列中のものニて後難を恐れ

返り忍をさせしものにて連判状をも所持せり水府へ帰れハ一
命保ちかたし願くハ何れへ成とも豫ケられん事をとい
ひしといへり

此事ニ付聊愚案あり奥へ申上候

○御人数ハ呼下候事此表にてハ極秘にて十三日頃百三十人程の
御人数可参か位の事ニ候急々御長屋へ手当懸り御作事
大混雑ニ御座候只々下説にいふ處水府君御国表へ御進發
徒党のもの御成敗可被成處御家中の内此事ニ豫るとのよし
不得止尾紀の人数御借用被成候此役ニ安藤竹腰趣候也
と水野新宮公も人数を貸さんとありしを断ニなりしと

水野家の
士いへり
此地詳なる事承り及ひ不申候

○御庭并御殿口々の御ベリ殊の外嚴重ニ相成申候全て

用心と相見申候

実地を踏ずして建儀する事尤ニ笑ふニ堪たりとい
へとも市童の説ニ従ひ試ニ愚意を述ふ宜御教示奉

一

水府君御進發
安藤竹腰泣く一二日水府君諸士老公の狂

氣を受当臣相の命ニ従す変を以て此度の役に趣くもの

なし
御登城御供ニ出るもの幼年のものよし
御目付有り十七才程の小兒也
○次ニいふ處吉岡定右衛門殿
先ニて見たる處

爰か以尾紀の老臣借ると二二日
安藤竹の徒にや御見送り

のためなりと 愚此説信しかたし既ニ風評ニ曰御供ニ出る者さへ少年のミ御弁当も不参御城ニてハ乞受被成候よし

○ 小石川其外御屋敷住居の士悉く水府へ逃去りしにや末其沙汰を聞察する所日々勤仕する處の数多あるへけれと志守外夷を製するニありて公

朝の命令ニ従ふもの ○ 又曰水府君従者第一ニてハなきにや不審 大儀の手をかりて然るべし

水府亜相彼地ニ至り万一老公の簾中中軍ニありて偏旨を陣頭の鎮竿ニ結ひ付自若たらんニ亜相の處

置如何 簾中ハ母也土地ハ累代の墳墓あり 徳川家ハ宗室偏旨ハ君命なり 弓矢これ張ル

へからす焼玉是たたしからん此時安竹ニ命して戦しめんか彼ら水浪もとより徳川將軍へ野心有事なし桜

田一件事済みて細川家へ入ル 神祖の建置るる處の法を闇老處の士かいひしといへるを取ル

處置を以て破り外夷と膝を交へ話恥かしめをうく後災を除んため夷を退けん凡外夷ニ傾く處の有

司ハ伐て其害を除くと 是も又実地を踏す 市童の説ニ従ふ處 斯の如くハ有

名の師といふへきか彼連ニ名あれハ何連無名ならん凡此役ニ趣候也 公儀の嚴命難默止ハ往へし

其上遠謀機變の慮ならんハ後世の嘲りあるへし

況水府君いをかるの命ニあらは辞すへしくく

○ 安藤氏へ神祖より紀伊家補佐として附置なる処今君幼也海岸四十里防禦の国を引受他国の事ニ豫るへからざる時といふべし

○市童のいふ處老公の簾中政事呂^{*}后の如し民部太輔
公の遺志を繼義仲不貞義を言を揚る勢ひあるなど
いへり

水府の士臣相と戦ふものあらんか愚か思ふ處主君へ
敵對すへからず安竹とハ戦ふへし

一説ニ外大名よりも加勢ありといへり未詳
再考ニ曰 水府君発向あらん時ニ党を結ふ處の
浪人悉ク自尽せんと將頭取たるもの死して殘党
雜散せんか○より其党悉さんらんして跡を暗し平穩ニ

歸せんか何を以て 曰彼もとより義を唱名を正しやらすと
是をいふ

老公壮年より薰述する處の書 朝廷を重んじ忠言を
説き廉恥を述て夷害を説其流を汲もの何そ当

君に敵せんや 曰然らハ水府の士民 日本多濃弼江訴訟するか
悉ク雜散せんか

の士曰連判状を憐にせりと此連判状如何なるものといふ
事を不知恐ろしくハ党を結ふ處の士惑ハ数百惑ハ数十
其姓名を記して披露するここそ左あれば此状ニある処
のもの悉く死て離散せんハ其餘處置する處なからん
か変を以て彼返り忠を称するものハ其遠謀ならんかと

疑愚安義書へ
祐すへし

水府へ嚴命下りて後訴詔人の事あり変を以
斯る愚説を建てるもの也御一義く

右は例の愚論ニて取も御一覽御一義の上御引破可被下候

* 呂后

漢の高祖の皇后恵帝。死後少帝をたて
自ら権力を握る。

一

尚慥成風聞等承り候ハハ可申上候得共委細子細を不知
 して議論を建る事実ニおこかましく我身なから
 阿房らしく候へ共是も国事ニ勞すると御身のかし可被下候
 去ル十二日夜の事とかや麻布辺にて早鐘を撞たるよし
 実事ハ未聞両風説のみ一二曰 付着のもの五人程夜
 分通りしを此節柄見咎たれハわれく 夷人を殺
 害せんといひしゆへ鐘を撞たるよし追々騒キ立
 て走逃去りたる由二二曰 麻布善福寺夷人宿江
 夜討入夷人を殺害したり夫故早鐘を撞たる也
 と未詳なる事を承り不申候

右是迄十四日認

江戸ニ罷在江戸内の事さへ異論紛々たれハ其地にてハ猶
 更の事此度御人数下向ニ付ても今程ハ争戦初りたる
 らん爰や修羅の街となりもやせんなど種々の
 説も御座候はとをしはかり申候然し今日迄ハ其議とも
 平常ニ替らす相応ニ賑ひ申候尤市中往来異躰の
 ものハ附願がひ候よしニ付うかく 夜行ハ出来ぬなど
 申をり或ハ盜賊多ク徘徊するなど沙汰いたし候おのつ
 から夜陰ニて往来も淋しかるへし 佐竹候の家士講武
 所より帰路取成し連たる
 よし其躰裁付をはき長劔を
 横たへたり身元分りてまぬかれたるよし 東漸寺夜討ちの砌
 下総の国より出船せしか何れも商人さまニ出立船

中にて支度をしたりといへハ如何なる風俗をして

往来せんも計りかたし

前ニ申上候通今日迄も平穩ニ御座候水府浪人有之の

説も追ひく薄らき所謂人々噂も七十五日と申如く

静ニ相成^{（?カ）}り申候しかし内実ハ靜談^{（?カ）}と申場合ニハ有之間敷

何分春事^{（?カ）}ニ豫らさるもの平氣也

○前ニ申上候善福寺夜討の風説ニ付又風説あり東漸^{（?カ）}

寺夜討ニ付て早鐘を撞町火消数千馳集たる由^{（?カ）}今

度ハ馳集るものなし曰外夷来船せし故を以諸物

高直ニ成下民困窮す如何ニて彼連を助ケン哉と

此事虚実未詳といへとも当世の人氣を以て

考るニ七八分ハ実説ならんかと奉存候

是も又十四日認メ今日は盆と申関所ニ出張し恐^{（?カ）}乞と

いへる敵を引受防戦せんと心ハやたけニはやれとも

如何せん十八石の御切米借財の引残五分通りの

秋渡りも不残借用其地かり替等の集る勢敵の銀高

にへらぬれハ九^{（?カ）}□^{（?カ）}が一毛敵大^{（?カ）}べくもあらず然るを諸

□^{（?カ）}□^{（?カ）}か琴を弾く葆張^{*}へ弁を借り彼大敵を追

散さんと苦戦最中の暫時写暇を以て筆を取ハま

猶更以テ不□乱筆御免可被下候

此義公府の砌ニ今日迄も致在不江川支有之ものと

存候猶相替義も御座候ハハ追々可申上先荒増申上候

*葆長 ホウチョウ
良く成長すること

七月五日

{

{

{

{

{

{

尚々折角御願候様左右存候乍末筆
御全家様事へも宜被仰上被下置奉願上候
南へ罷出候節も御座候ハハ家より申上候や□たいもな
き事とも由聞せ被申候同人義ハ別懇ニて毎度
珍説申越候承候様申到候へ共何分手廻りかね弥
遠打過候処又々申越候付此段申上候以上

あとがき

今回の「江川森口家文書」は、平成二十二年度川辺文化協会郷土史同
会歴史講座「瀬見善水」を開催の折にお借りした、江川森口彌四郎氏所
有する瀬見善水書写文書のコピーである。二十二年四月にお借りし、コ
ピーした後、由良町小出先生に解説をお願いし、「船舶終夜雜問答」の
中の一部分「万次郎亜墨利加漂流記」だけはすぐに活字化した。他は
一年後の昨年五月より活字化に取りかかり今日やつと完成した。
入力を終わり、校正の終了間近から、蔵書の移動と怠け癖が続き、文
書をお借りした森口氏の訃報を知り、ご冥福を祈りしながら慌てて完成
に漕ぎ着けた次第です。

平成二十四年二月十六日（木）